

津幡町選挙管理委員会告示第30号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により在外選挙人の期日前投票を行わせることができる期日前投票所の場所は、次のとおりである。

令和7年7月3日

津幡町選挙管理委員会

津幡町役場期日前投票所